

九州大学医学部、歯学部及び生体防御医学研究所病理組織検査受託規程

平成16年度九大規程第76号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月28日
(令和4年度九大規程第68号)

第1条 九州大学医学部、歯学部及び生体防御医学研究所において行う病理組織の検査を依頼する者があるときは、研究に支障がない限り、これを受託することができる。

第2条 前条の検査を依頼しようとする者は、所定の申込書に検査材料を添えて提出しなければならない。

第3条 検査料金は、別表のとおりとする。

第4条 検査料金は、原則として前納しなければならない。

2 後納を希望する場合は、あらかじめ検査を行う部局の長の承認を得るものとする。

3 前項の規定により後納の承認を得た場合は、本学が発行する請求書に基づいて支払を行うものとする。

4 既納の検査料金及び診断料金は、還付しない。

第5条 検査を終了したときは、病理組織検査報告書及び本学において作成した病理組織標本を依頼者に交付する。

第6条 提出された検査材料は、特別の事由がない限り返還しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第68号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第38号)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第13号)

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第46号)

この規程は、平成22年9月13日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第119号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第94号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第144号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第55号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第134号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第115号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第68号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区 分	検査項目等	料 金	備 考
病理組織迅速顕微鏡検査		1手術につき 21,890円	
病理組織顕微鏡検査		1臓器につき 9,460円	他の医療機関において作製した組織標本を診断した場合は、1件につき5,720円とする。
遺伝子検査	EGFR（リアルタイムPCR法以外）遺伝子検査	1件につき 23,100円	左記に掲げられていない遺伝子検査を実施した場合は、最も近似する検査の料金を徴収する。
	K-r a s 遺伝子検査		
	e w s - F l i 1 遺伝子検査		
	T L S - C H O P 遺伝子検査		
	S Y T - S S X 遺伝子検査		
	c - k i t 遺伝子検査		
	EGFR（リアルタイムPCR法）遺伝子検査	1件につき 27,500円	
	R A S 遺伝子検査		
免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	エストロジェンレセプター	1件につき 7,920円	エストロジェンレセプターとプロジェステロンレセプター（PgR）を同一月に実施した場合は、主たる検査料に1,980円を加算する。
	プロジェステロンレセプター（PgR）	1件につき 7,590円	
	HER2タンパク		
	EGFRタンパク		
	ALK融合タンパク	1件につき 29,700円	
	CD30	1件につき 4,400円	
	その他	1臓器につき 4,400円	確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合は、13,2

			00円を加算する。
--	--	--	-----------